

益田市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月27日(月)午後1時30分～午後3時30分

2. 開催場所 市民学習センター 多目的ホール

3. 農業委員(出席14名)(欠席2名)

1番 又賀 保(出)	2番 大畑 美里(出)	3番 須藤 寿人(出)
4番 吉村 太(出)	5番 大庭 清(出)	6番 齋藤 浩文(欠)
7番 御神本康一(出)	8番 田中 綾(出)	9番 佐原 晃子(欠)
10番 領家 耕一(出)	11番 松本 幸夫(出)	12番 谷本 大輔(出)
13番 柳田 継男(出)	14番 豊田 志摩(出)	15番 宮川 有衣(出)
16番 西川 友史(出)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席18名)(欠席5名)

1番 増野 六彦(出)	2番 三輪 昌義(出)	3番 澁谷 記幸(出)
4番 澤江 浩一(出)	5番 山根 健治(出)	6番 寺戸 康人(出)
7番 三浦 尚人(出)	8番 田原 勝美(出)	9番 野村 浩三(出)
10番 寺戸豊太郎(欠)	11番 ー	12番 河野 正憲(欠)
13番 青木 伸爾(欠)	14番 中村 敏幸(出)	15番 椋木 昭雄(出)
16番 長谷川孝明(出)	17番 豊田 繁雄(出)	18番 中島秀一郎(出)
19番 宮内 英之(出)	20番 椋木 孝光(出)	21番 岡崎 定佳(欠)
22番 渡邊 豊孝(出)	23番 河野 光好(出)	24番 三浦 和顕(欠)

5. 提出議案

議第56号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案57号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議第58号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第59号	農地でないことの確認について
議第60号	農用地利用集積計画の決定について
議第61号	令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
報第41号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第42号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第43号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第44号	公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について
報第45号	利用状況調査に伴う農地・非農地判断について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 12 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、1 番の又賀保委員、2 番の大畑美里委員、よろしくお願いたします。また、本日の欠席委員は、6 番の齋藤浩文委員、推進委員につきましては 10 番の寺戸豊太郎委員、12 番の河野正憲委員、13 番の青木伸爾委員、21 番の岡崎定佳委員、24 番三浦和頭委員です。</p> <p>それでは、議事に入ります。はじめに、「議第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1 番 昭和町</p>
事務局	<p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、昭和町の田 1 筆 1,001 平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>なお、譲受人の所有地に貸付地がありますが、いずれも認定農業者への貸し付けです。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認は 5 月 15 日に大畑委員と二人で行いました。現地は昭和町の〇〇の南側にありまして、〇〇の近くにある農地です。隣地は宅地になっておりまして、このたび〇〇さんから〇〇さんの方へ 3 条で権利を移転するという事になっております。特に問題はありますが、この〇〇さんという方はこここのところ、よく出てくる方だなと感じておりますが、問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。</p>
西川友史会長	<p>2 番 中吉田町</p>
事務局	<p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中吉田町の田 2 筆 571 平方メートルです。譲り渡し事由は、耕作しておらず管理が困難なため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番 大畑です。現地確認は 5 月 15 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の近くで、〇〇の隣です。しばらく耕作していなかった土地を譲り受けて耕作したいということで、適当であると判断しました。</p>

西川友史会長	3番 西平原町
事務局	<p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、西平原町の畑1筆 45平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣接地に居住しており譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
大庭代理	大庭です。自宅の進入路に小さい畑がありまして、そこを〇〇さんから譲り受けたいという形になっています。家についている畑と思ってもらえればよいと思います。なんの異論もありません。
西川友史会長	4番 西平原町
事務局	<p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、西平原町の畑1筆 202平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣接地に居住しており譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
大庭代理	大庭です。先ほどの方と一緒になんですが、先ほどの方は現在居住しておられる場所でしたが、こちらの方は新しく来られる方が居住する家。写真にもありますようにこの右側が住居です。簡単に言えば住居についてきた畑ということ。なんの問題もありません。
西川友史会長	5番 匹見町匹見
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、匹見町匹見の田及び畑13筆 10,051平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣接地に居住し譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
宮川委員	15番宮川です。5月17日に匹見の委員全員で現地確認を行いました。場所

	<p>が〇〇の少し手前の道を入れていったところにあるのですが、この譲り渡し人の〇〇さんは昭和 50 年ごろに後ほど 5 条で出てくる匹見町内の場所に住まれるのですが、その後この〇〇の近いところかなり広い場所ですが、一帯を購入されて家を建てられて昭和 50 年頃から住まれています。現在〇〇さんは出ていらっしゃるのですが、娘さんのご夫妻が住まれているとずっと管理をされていましたが、ご夫妻も出られるということで、一帯を財産処分するということでこのような申請がでています。宅地を含めたものが空き家バンクに出ている、それを〇〇さんご夫婦が購入されました。このご夫婦は子供さんが 3 人いらっしゃるということで、この広い場所をすごく気に入っておられ、ハーブやアロマに興味があって、そういう仕事をされているようで、そういう栽培もしたいということで、すごく熱意のある方達のようなようです。夏ごろに来られる予定ですが、〇〇さんの娘さんご夫妻も大丈夫だと思いますとおっしゃっていました。</p>
西川友史会長	<p>本日の 3 条申請は 5 件でございます。事務局からの説明また、担当地区委員さんからの調査報告がございましたが、お気づきの点がございましたらお出しいただきたいと思っております。</p> <p>(なしの声)</p>
	<p>そういたしますと議第 56 号農地法第 3 条の規定による許可申請については承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第 57 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。</p> <p>1 番 あげぼの本町</p>
事務局	<p>本件は、事業計画の変更に係る承認申請です。</p> <p>土地の所在は、あげぼの本町の田 1 筆 322 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。変更前の転用目的は店舗で、建築予定だった店舗を別の土地に建築し、事業計画を変更せざるをえなくなったため提出されたものでございます。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認を 5 月 15 日に大畑委員と行いました。現地は益田市あげぼの本町にありまして、周りは宅地で家が立ち並んでいるところです。始末書が添付されていまして、昭和 50 年頃にここに建てられたということで申請して、その後別の場所に店舗を設け、その間駐車場として利用されていたということです。今回農地を宅地に転用したいということで、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。</p>
西川友史会長	<p>2 番 高津町</p>
事務局	<p>整理番号 2 番 3 番は関連がありますので一括して説明します。</p> <p>本件は、事業計画の変更に係る承認申請です。土地の所在は、高津町の畑 10 筆 6,934 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>変更前の権利設定は、賃借権の設定で、権利設定相違のため、地上権の設</p>

	定に変更するため提出されたものでございます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
須藤寿人委員	3番須藤です。現地確認は澁谷推進委員と22日に行いました。場所は〇〇の方の道と〇〇の下にトンネルがあって、ちょうど十字路がありますが、そこから〇〇に向かってちょっと行ったところに道が右と左に分かれています、そこが申請地でございます。以前この申請書を一回出されたのですが、地権者がかなりおられますので、固定資産があまりにも高いということでなかなか工事の着工に踏み切れなかったということです。このたび行政との話し合いがまとまりまして、このまま着工することになったそうです。問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。
西川友史会長	本日の申請は3件でございます。事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点、ご意見ございますか。
谷本大輔委員	12番谷本です。太陽光のところが少しわからなかったので、お聞きしたいのですが、賃借権から地上権にしたら固定資産税が低くなるのですか。
事務局	太陽光の件ですが、本来は土地の所有者と〇〇さんが地上権の設定をする契約をしておりましたが、申請時に誤って賃借権として設定していたため、いざ登記しようとしたときに契約内容が違うということに気が付きまして、地上権の設定をしたいということで変更申請が出されたものです。土地の地代が高いというのは、農業委員会に転用申請を出されて許可した時点で税務課の方が雑種地課税を行った関係で、地権者の方から土地代が高いということで、そういう話が出まして、一時期事業に入れなかったということがありましたが、今回の事業計画変更につきましては、契約内容が賃借権というのが誤っていたので、地上権に訂正したということになります。以上です。
谷本大輔委員	ということは地上権にしたら固定資産税は〇〇が払うことになるということですか。
事務局	あくまで土地の所有者は地権者さんなので、〇〇さんは全く払いません。地上権にすると〇〇側にメリットがあるのは、〇〇が太陽光を作った後に他の事業者へ転売することができます。そういった意味で地上権の契約でないという問題があるということで地上権の権利設定に変更されたということです。
西川友史会長	賃借権だったら個人で売られないけど、地上権なら他者に売買できるので地上権設定に変えてきているわけです。これは常設にかかる案件ですか
事務局	一度かかっています。
西川友史会長	掛かっているだろうが、また変更の申請を出してきていたら、常設にかかるんじゃないか。ここで許可出したら終わるものか。
事務局	終わります。前回許可は取っていますので。
西川友史会長	1年位前に変更申請の申請があって、もめたことがある。許可を出すときに5条申請で許可を出すのに、議決で総会の中で許可を出すのか。変更計画はど

	<p>こが許可するのかと。局長が受けて、それで審査して総会にかけました。</p> <p>議決で許可を出したものを議決で不許可せずに、局長判断で受けて総会に挙げるべきじゃないんじゃないかという意見が出て 2 ヶ月くらい紛糾したんですけど、色々と調べた中で、どこの農業委員会も取り下げの案件が出たときに議決で許可を出したものを議決で許可を取り下げるのではありません。どうしてかという総会で否決されたらその案件はどこに行くのかわかると、自由になるので許可は取り下げたい。しかし総会で否決してしまうと土地そのものが取り下げられるので、行き場所が無くなってしまいます。ということで、議決で不許可を出す農業委員会はいないだろうと思いましたが。事務局の調査のうえでこの申請を受け取ったということがまかり通っているところでございます。余談でございました。</p> <p>そうしますとこの件はよろしいですかね。</p> <p>(はいの声)</p> <p>そういったしますと議第 57 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請につきましては承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、議第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>1 番 元町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、元町の田 1 筆 26 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、物置及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。雨水は、既存の水路に流します。資金証明については、無償移転のためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認は 5 月 15 日に大畑委員と行いました。場所は〇〇南側のずっと山を上がっている細い道の突き当りのところでございます。隣接にアパートがありまして、この度そのアパートの駐輪場に使いたいということで、5 条で〇〇さんが買われてそこに駐輪場と物置を作りたいということです。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。</p>
西川友史会長	<p>2 番 中島町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中島町の畑 3 筆 1,150 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 5 月 15 日に又賀委員と行いました。申請地は中島町の〇〇のすぐ隣です。宅地造成するためです。上下水道が完</p>

	備されているところで、適当であると判断しました。
西川友史会長	3番 中島町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、中島町の畑 1筆 191平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は5月15日又賀委員と行いました。申請地は〇〇からもう少し〇〇寄りに行ったところですが、宅地造成するため、上下水道が完備しています。適当であると判断しました。
西川友史会長	4番 久城町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、久城町の畑 2筆 1,771平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、資材置き場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1番 又賀です。現地確認は5月15日大畑委員と行いました。場所は久城町の〇〇の大きい交差点がありますが、そこから谷の地形になった土地に入っていきます。周りには民家はなく荒れた感じになっています。ここを買われる方が建築会社で建築の廃材等をここへプールしたいということでこのたび買われるということです。特に問題はないという風に思います。よろしくご審議をお願いします。
西川友史会長	5番 あげぼの本町
事務局	本件は、使用貸借権に係る許可申請です。土地の所在は、あげぼの本町の田 1筆 267平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願い致します。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は5月15日に又賀委員さんで行いました。申請地はあげぼの本町の〇〇、〇〇の隣です。申請事由は住宅を建てるためです。農地であることを知らずにずいぶん前から宅地を建てたり、駐車場として使

西川友史会長	用していたため始末書が添付されています。上下水道が完備されているところで、周りは宅地になっています。適当であると判断しました。
事務局	6番 安富町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、安富町の田 2筆 1,801平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
領家耕一委員	10番領家です。現地は11日に青木推進委員と確認してまいりました。現地は〇〇の少し先の農地にあたります。その田んぼ2枚は〇〇と隣接しているところで、また近くには太陽光パネルが設置されているところでありまして、また隣接地の同意書他にも土地改良区の意見書も添付されています。ご審議のほどよろしくお願い致します。
西川友史会長	7番 匹見町紙祖 本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、匹見町紙祖の畑 1筆 2,138平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
宮川有衣委員	15番宮川です。先ほどの3条ででた〇〇さんが最初におかれた農地の近くになります。ここだけ植林したいということで申請がありました。現在はかずらが生えていたりという感じですが、〇〇さんは結構山を持っておられて、しっかり管理される方なので問題ないと思います。
西川友史会長	本日の5条転用の申請は7件でございました。事務局からの説明、また担当地区委員の調査報告がございましたが、お気づきの点やご意見がございましたら、お出しいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。 (はいの声) そういたしますと、議第51号農地法第5条第1項の規定による許可申請については承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、議第59号 農地でないことの確認について 1番 西平原町

事務局	申請地は西平原町の2筆 59平方メートルです。昭和50年頃より耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
大庭職務代理	大庭です。15日に三浦推進委員と現地確認を行いました。現地は完全に山林化していますので問題ないと思います。よろしく申し上げます。
西川友史会長	<p>そういたしますと本日の非農地証明願は1件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございましたが、この件についてもご意見等ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>そういたしますと議第59号 農地でないことの確認については承認の扱いをさせていただきます。</p> <p>それでは「議第60号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>今月の農用地利用集積計画は、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が28件、再設定が0件の合計28件です。</p> <p>本日の集積計画につきましては一括のみでございます。まず議事参与制限の委員さんがおられますので、それを先にやりたいと思います。</p>
事務局	一か所訂正があります。整理番号26番 利用権設定を受ける者が〇〇となっておりますが、正しくは、〇〇です。訂正していただきますようお願いいたします。
西川友史会長	<p>それでは5番 種村町</p> <p>大庭委員が議事参与制限となっておりますので、退出をお願いします。(大庭委員退出)</p>
事務局	申請地は、種村町の田3筆 4,116平方メートルです。7年10ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
田原勝美委員	種地区推進委員の田原です。この契約は期限が切れるということで、このたび中間管理機構を通じてやるということで、別に問題ないと思います。
西川友史会長	<p>ただいま事務局からの説明又、担当地区委員の調査報告がございました。種の件よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは5番につきましては承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>それでは整理番号1番～4番は借り人が同じですので一括で説明をお願い致します。</p> <p>下種町</p>

事務局	申請地は、下種町の田及び畑 20 筆 12,616 平方メートルです。 4 年 7 ヶ月の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
田原勝美委員	種地区推進委員の田原です。この契約は期限が切れるということで、このたび中間管理機構を通じてやるということで、別に問題ないと思います。
西川友史会長	整理番号 6 番から 25 番まで。これも借り人が同じですので、一括でお願いします。 横田町
事務局	申請地は、横田町の田 57 筆 94,186.79 平方メートルです。 9 年 7 ヶ月の賃貸借権及び使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
中村敏幸委員	6 番から 25 番まで全て相対契約から公社契約に切り替えるものですので、問題ないと思います。
西川友史会長	続きまして、整理番号 26 番 美濃地町
事務局	申請地は、美濃地町の田 2 筆 1,277 平方メートルです。 4 年 7 ヶ月の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
中島秀一郎委員	24 日に谷本委員と現地確認を行いました。相対契約から公社契約ということですので、特に問題ないと思います。
西川友史会長	整理番号 27 番 美都町三谷
事務局	申請地は、美都町三谷の田 2 筆 3,098 平方メートルです。 6 年 10 ヶ月の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
田中綾委員	8 番農業委員の田中です。5 月 16 日に寺戸推進委員と現地確認を行いました。以前から他の方に手伝ってもらって耕作されていたのをこのたび〇〇にお願いしたいということでしたので、問題ないと思います。
西川友史会長	整理番号 28 番 匹見町道川
事務局	申請地は、匹見町道川の田 2 筆 2,591 平方メートルです。 3 年 10 ヶ月の賃貸借権設定です。

西川友史会長	<p>続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>
渡邊豊孝委員	<p>匹見地区の渡邊です。これまで相対で契約されていたのですが、契約されていたお父さんが急死されたそうで、息子さんに替わられまして、公社を経由して契約するという事です。問題ないと思います。</p>
西川友史会長	<p>今回の申請は全て新規でございます。皆さん方でお気づきの点やご意見等ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは「議第 60 号 農用地利用集積計画の決定について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第 61 号 令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」事務局からの説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>資料に沿って説明</p>
西川友史会長	<p>令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局から説明がございましたが、何か聞いてみたいことなどがあればお出しただきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>そう致しますと議第 61 号令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>次に事務局より報告事項をお願いします。</p>
事務局	<p>「報第 41 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」</p> <p>届出件数は、25 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 2 件です。</p> <p>「報第 42 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」</p> <p>届出件数は、6 件です。解約理由は、1 番から 6 番まで農地中間管理事業を利用するため、それぞれ賃貸借の合意解約がなされたものです。</p> <p>「報第 43 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」</p> <p>届出件数は 4 件です。解約理由は、1 番から 3 番は農地転用を行うため、4 番は農地法 3 条で農地を取得するためそれぞれ合意解約がなされたものです。</p> <p>「報第 44 号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について」</p> <p>届出件数は 1 件です。申請地は、匹見町落合の畑 2 筆 1,989 平方メートルです。事業施行者は〇〇です。</p> <p>「報第 45 号 利用状況調査に伴う農地・非農地判断について」</p> <p>所在地は、種村町の 14 筆 計 10,173 平方メートル、下種町の 1 筆 計 102 平方メートル、合計 15 筆 10,275 平方メートルでございます。</p>

西川友史会長	<p>今回の非農地判断を行った農地は、種地区の農地パトロールにおいて、再生困難農地として確認しておりました農地です。所有者3名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。</p> <p>対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>41号から45号まで報告事項がございました。皆さん方で何か聞いてみたいことがございましたら、お出しいただきたいと思います。 それでは無いようですので、第12回総会を終わりたいと思います。</p> <p>閉 会</p> <p>以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証明するために署名する。</p> <p>会 長</p> <p>1 番</p> <p>2 番</p>
--------	--